

第Ⅱ部

サイン整備基本計画

1. 公共サインの整備計画
2. 民間等サインの誘導計画
3. 八幡高原におけるサイン整備
4. サイン整備のプログラム

第Ⅱ部 サイン整備基本計画

1. 公共サインの整備計画

1-1. 総合案内サイン

総合案内サインは道の駅およびこれに準ずる施設に整備する。北広島町における集客拠点である「道の駅 舞ロード千代田IC」「道の駅 豊平どんぐり村」における総合案内サインの整備を先行し、必要に応じその他の施設において総合案内サインを整備する。

総合案内サインの内容（コンテンツ）についてはリーフレットやウェブデータとしての活用を予定する。

芸北広域農道開通（概ね平成29年）後には、町内主要ルートを表示などについて、総合案内サインの変更を予定する。

なお、【図I-18.北広島町におけるサインの体系】において示した旧4町単位での総合案内サインについては今後検討していくこととする。

表Ⅱ-1. 総合案内サインの整備

区分	整備方針	整備地点	整備主体等
総合案内サイン	・北広島町の全体像や町内の主要観光ルートを示す。	・「道の駅 舞ロード千代田IC」「道の駅 豊平どんぐり村」 ・道の駅に準ずる施設	・町

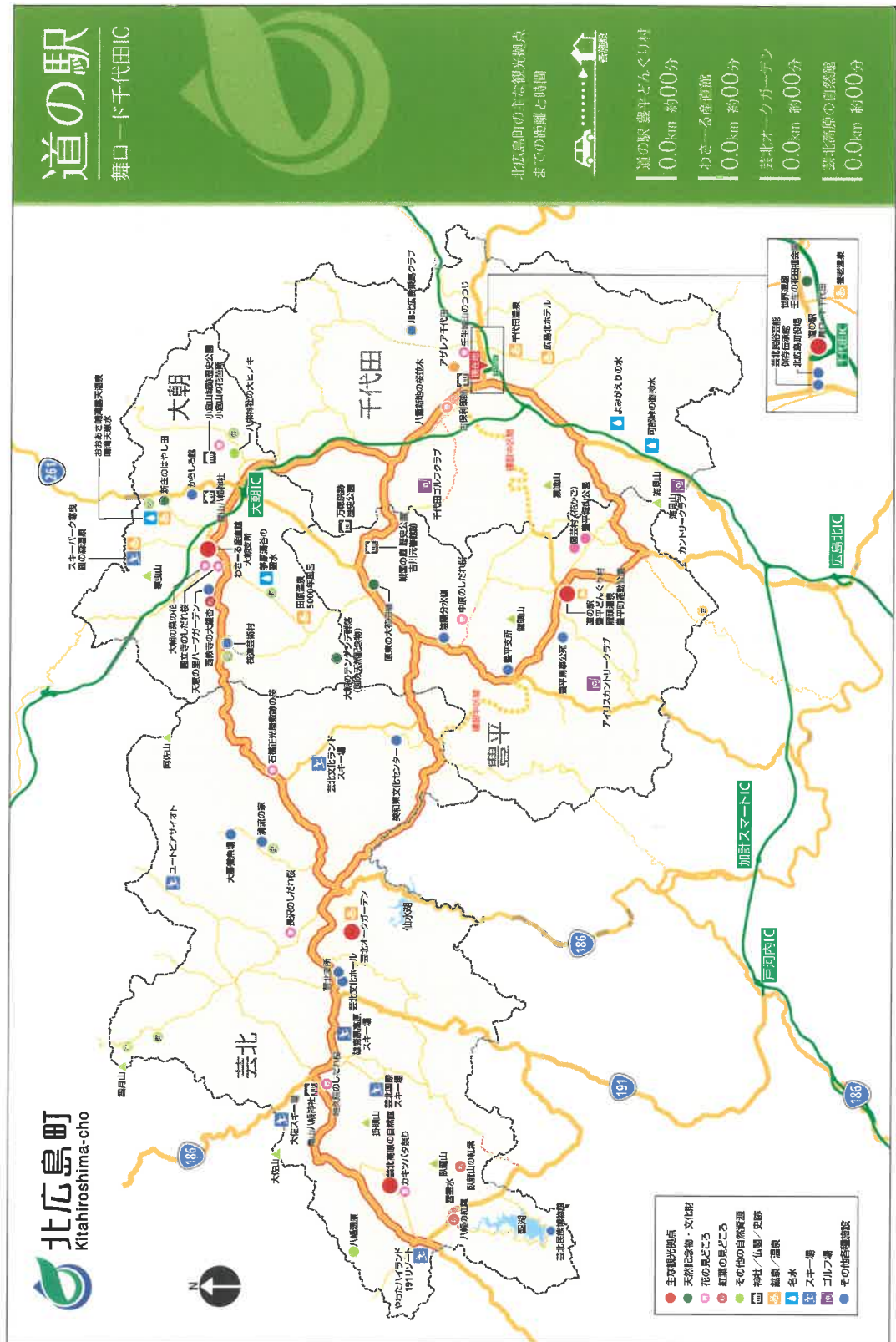


図 II-1. 総合案内サインのイメージ

1-2. 誘導サイン

誘導サインは、国道交通結節点（H / 2地点）、地域交通結節点（A / 5地点）、主要交差点（B / 9地点）において来訪者の誘導と地域の景観形成に配慮しながら「H→A→B」の段階的なサインシステムを構成する。町外の主要交差点（C / 3地点）、町のエントランス（E / 7地点）については、国道・県道の案内標識の内容を確認し改訂等を検討・要請し、「H→A→B」から成る誘導サインシステムを補完する。誘導サインを中心として地域名サイン、施設サインを含み「北広島町のサインシステム」を構成する。なお、旧4町単位での誘導サイン（B'）については、設置場所、掲示情報とともに今後検討していくこととする。

「北広島町のサインシステム」において基本的に掲載すべき情報内容を例示する（図Ⅱ-2. 参照）。

町内主要ルート（芸北・大朝ルート、大朝・千代田ルート、千代田・豊平・芸北ルート）については愛称（「きたひろ高原ライン」「きたひろ街道ライン」「きたひろスカイライン」など）を設定し、北広島町への来訪者を誘導していく基線とする。

表Ⅱ-2. 誘導サインの整備

区分	整備方針	整備地点	整備主体等
国土交通結節点 (H)	<ul style="list-style-type: none"> 現在地と目的地の広域的な位置関係を示す。 北広島町の玄関口にふさわしい景観形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 千代田ICおよび大朝ICの周辺 2地点 	<ul style="list-style-type: none"> 国道案内標識の改訂等
地域交通結節点 (A)	<ul style="list-style-type: none"> 進行方向の地域名（支所名）を示し、観光拠点等へ誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中心的な市街地・集落等の交差点周辺 5地点 	<ul style="list-style-type: none"> 町 国道案内標識の改訂等 民間事業者の協力・分担
主要交差点 (B)	<ul style="list-style-type: none"> 進行方向の地域名（支所名）を示し、観光拠点等へ誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域幹線からの分岐点 9地点 	<ul style="list-style-type: none"> 町 国道、県道案内標識の改訂等 民間事業者の協力・分担
旧4町単位での誘導サイン (B')	<ul style="list-style-type: none"> 旧4町単位で誘導したい観光拠点等へ誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 町 国道、県道案内標識の改訂等 民間事業者の協力・分担
町外の主要交差点 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 北広島町への道筋を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 3地点 	<ul style="list-style-type: none"> 国道案内標識の不足内容を確認し改訂等を要請する。
町のエントランス (E)	<ul style="list-style-type: none"> 北広島町への到着や帰還を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 7地点 	<ul style="list-style-type: none"> 国道、県道の案内標識の絵柄の統一等を要請する。
道路名サイン	<ul style="list-style-type: none"> 町内主要ルートに愛称を設定し、誘導の基線とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 町

※誘導サインの整備：民間事業者が協力・分担する場合を含む。

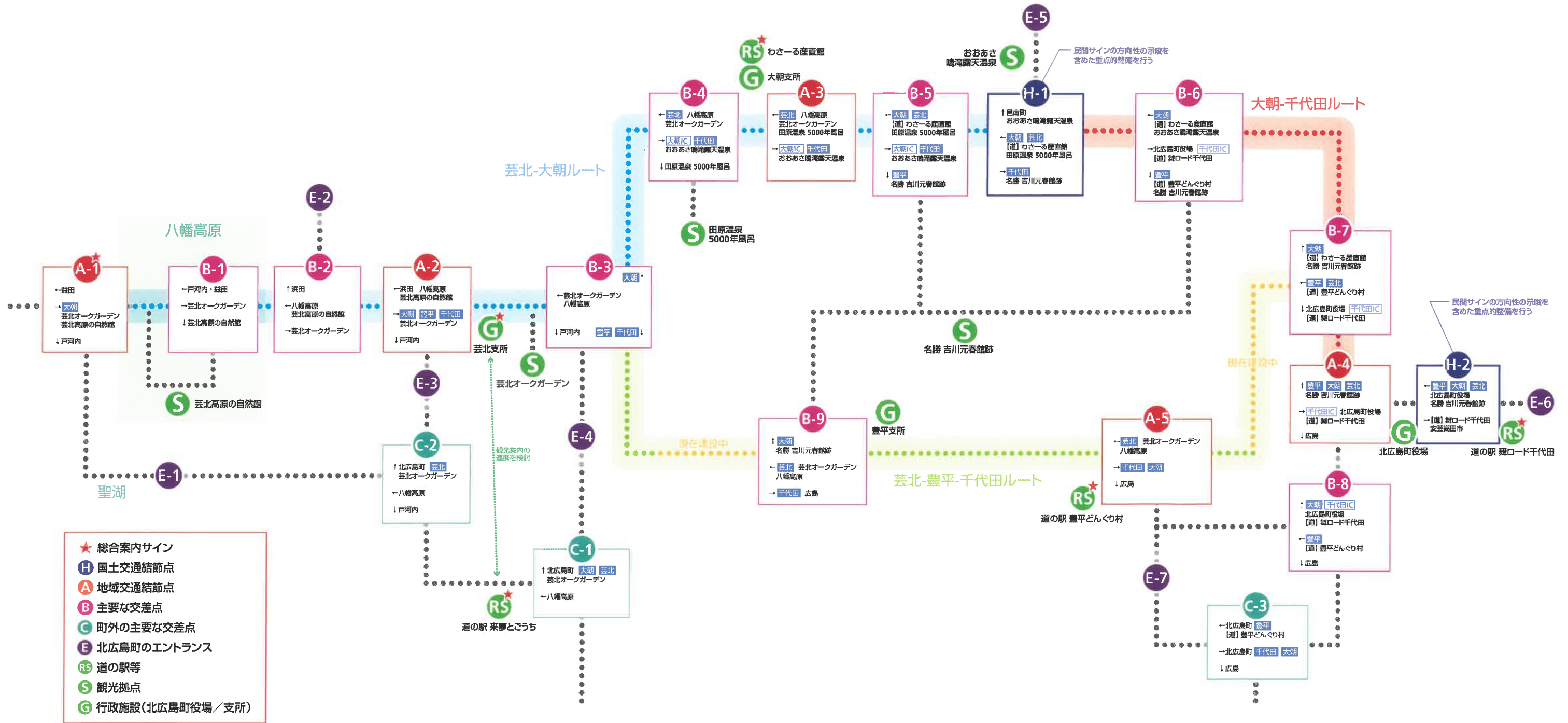
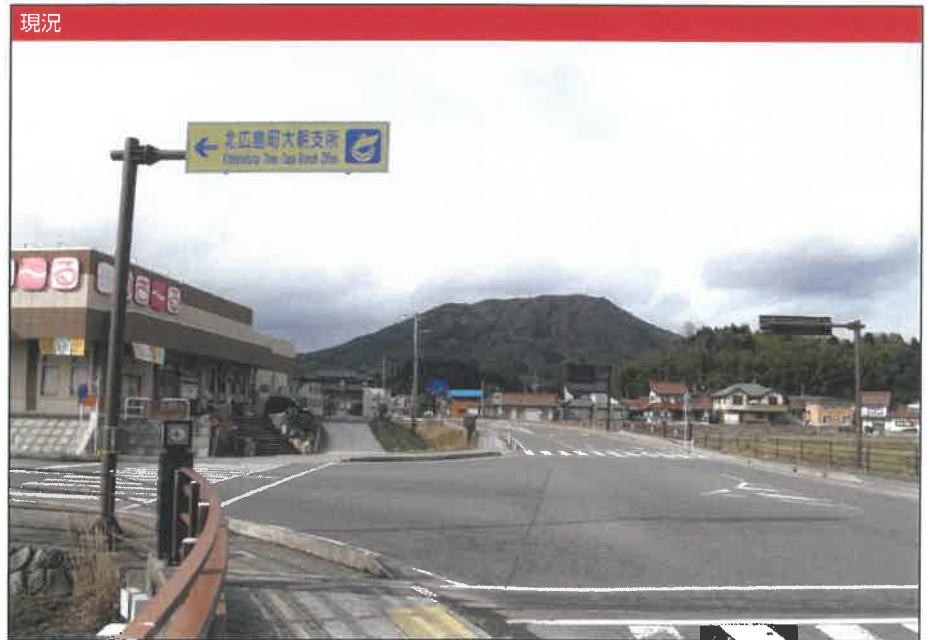


図 II-2. 「北広島町のサインシステム」と表示すべき基本情報の例示



※民間スキー場の案内が大半を占める。

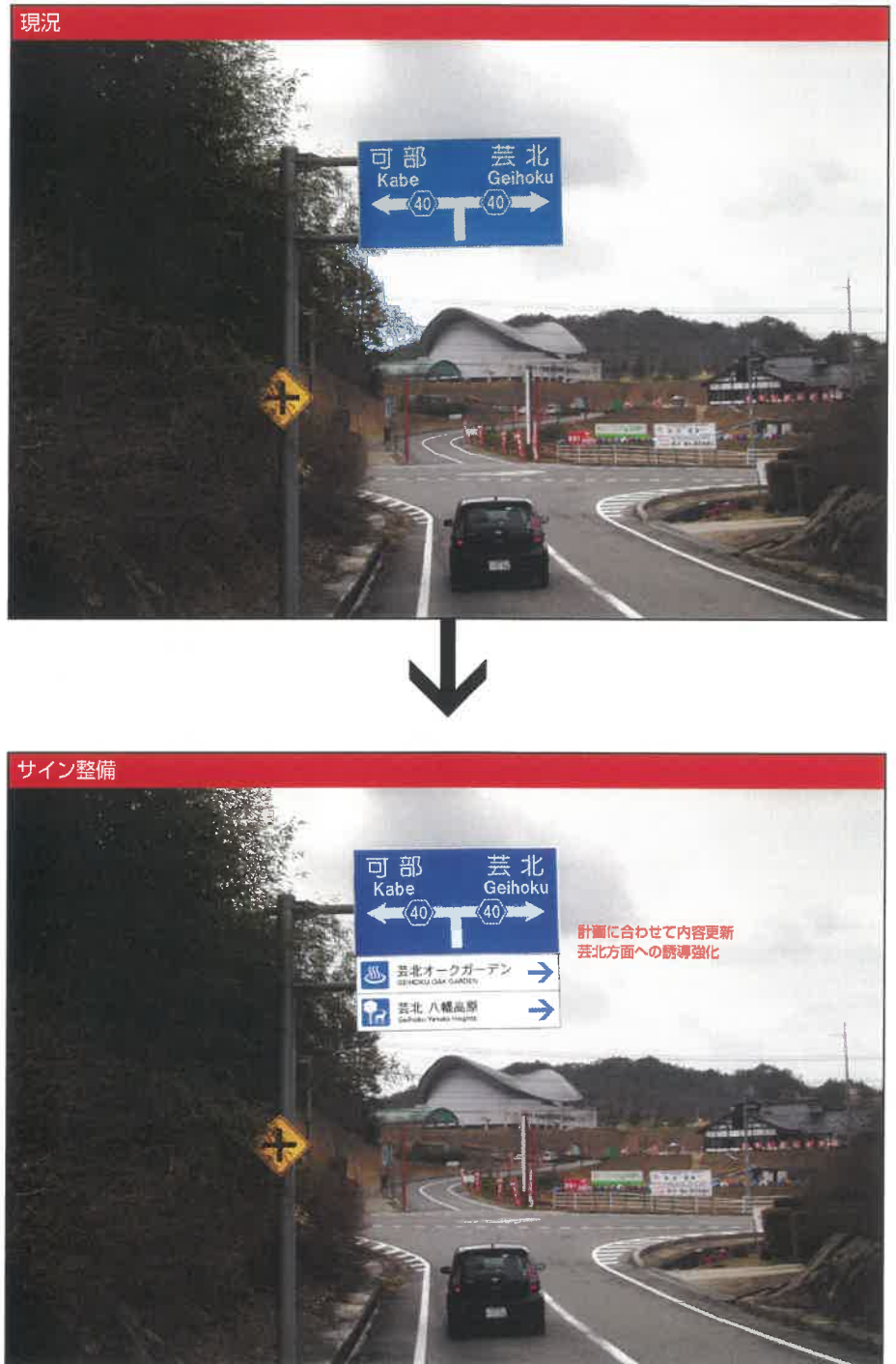
図Ⅱ-3. 誘導サイン (A-2. 芸北支所西) の改善イメージ



図Ⅱ-4. 誘導サイン (A-3. 大朝支所周辺) の改善イメージ



図II-5. 誘導サイン (A-4. 八重バイパス中) の改善イメージ



図Ⅱ-6. 誘導サイン (A-5. 豊平どんぐり村北) の改善イメージ

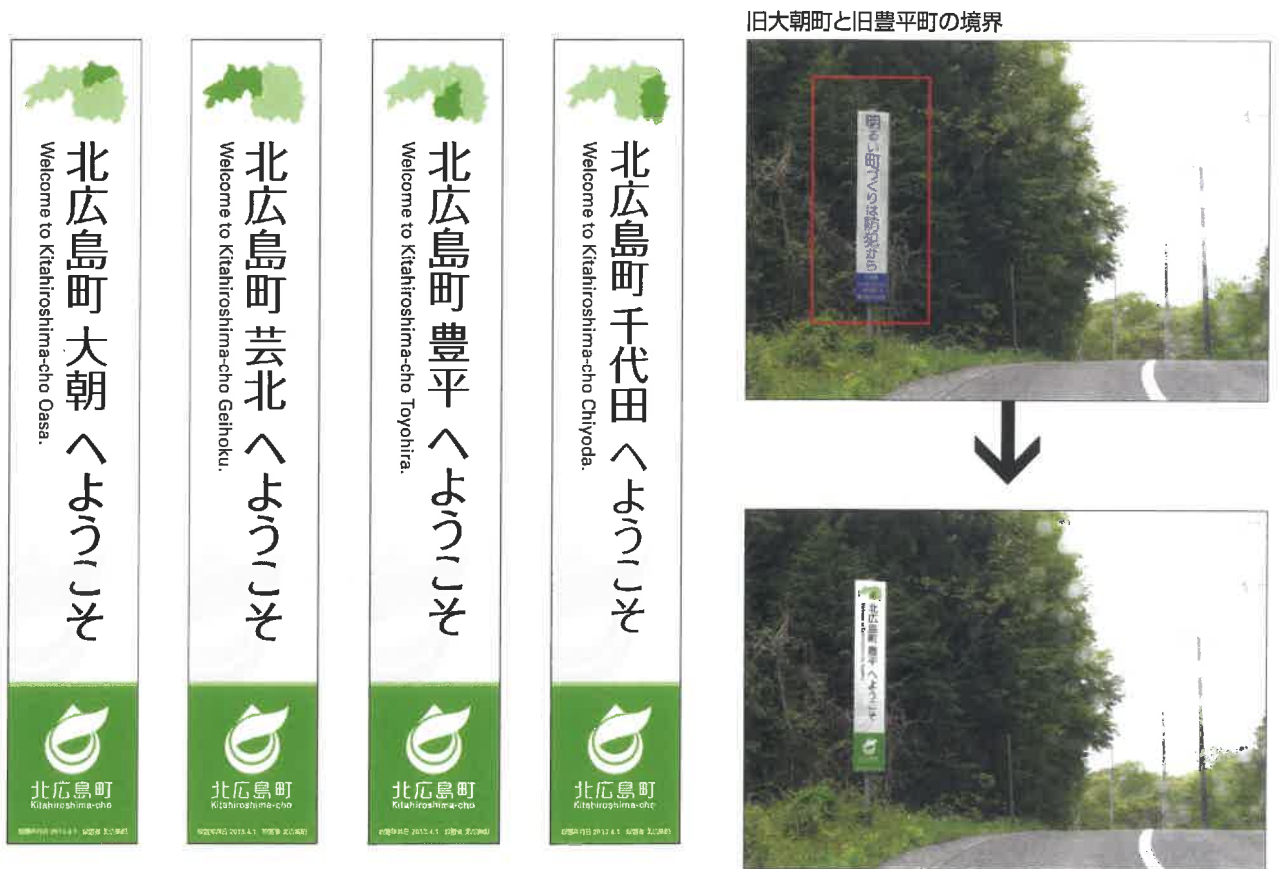
1-3. 地域名サイン

(1) 地域名サイン

地域名サインは来訪者などがおおまかに現在地を確認できるよう、旧町境界などにおいて整備する。旧町境界には啓発看板が所在していることから活用を検討する。地域名サイン、大字名サインの整備については、現状回復が可能となるような仮設置などで社会実験的に試行し、効用を確認しながら町域全体での整備を進める。

表Ⅱ-3. 地域名サインの整備

区分	整備方針	整備地点	整備主体等
地域名サイン	・現在地を地域名(支所名)で表示する。	・適宜配置する	・町 ・既存看板等の活用
大字名サイン	・現在地を大字名で表示し、カーナビとの照合を容易にする。	・同上	・町 ・既存看板等の活用



図Ⅱ-7. 地域名サインのイメージ

(2) 大字名サイン

大字名サインは来訪者などが現在地を確認できるよう適宜整備する。ロードサイドに点在する不要看板の活用も検討する。



北広島町海応寺/国道433号線沿いの不要看板(マルフク)



図Ⅱ-8. 大字名サインのイメージ

1-4. 施設サイン

施設サインは、地域名サイン（地域名サイン、大字名サイン）とのデザイン上の調和を図りながら、行政施設（役場、支所）などから既存サインの更新に合わせ順次整備する。

説明サインは、整備済の説明サインの内容、所在、老朽度を台帳としてデータベース化した後、優先順位をつけて再整備などを検討する。

一里塚サインは、重点的に集客すべき観光拠点について整備を検討する。

表Ⅱ-4. 施設サインの整備

区分	整備方針	整備地点	整備主体等
施設サイン	・道の駅等、観光拠点、役場・支所について各々の施設名を表示する。	・適宜配置する	・町および各事業者
説明サイン	・名所や文化財の由来等を説明する。	・同上	・町 ・整備済の説明サインの台帳化と再整備優先順位の設定
一里塚サイン	・観光拠点までの経路を一定のピッチで誘導する。	・同上	・町および各事業者



図Ⅱ-9. 地域名サインのイメージ

第Ⅱ部 サイン整備基本計画

2.民間等サインの誘導計画

2-1. 宣伝サイン

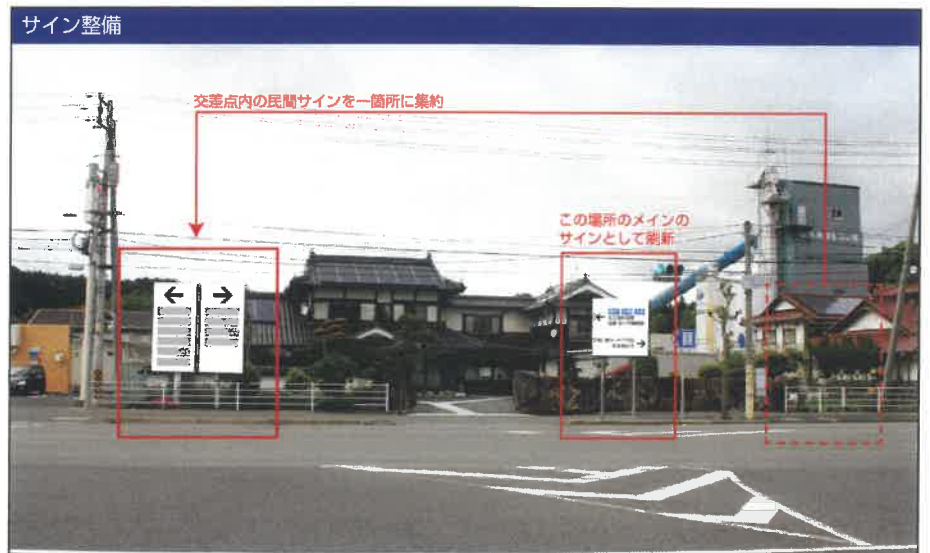
宣伝サインは、国道交通結節点（H／2地点）および地域交通結節点（A／5地点）において、設置者の理解と協力を得て集合化を促進する。

表Ⅱ-5. 宣伝サインの誘導

区分	整備方針	整備地点	整備主体等
宣伝サイン	・宣伝サインの集合化を促進する。	・国土交通結節点 ・地域交通結節点	・町 ・事業者等



図Ⅱ-10. 宣伝サイン（H-1. 大朝IC周辺）の集合化イメージ



※高速道路出口においては、公共・民間とも屋外サインの掲出は必要最小限のものとし、集合化を進め、北広島町の玄関にふさわしい景観形成を進める。

図Ⅱ-11. 宣伝サイン（H-2. 千代田IC出入口）の集合化イメージ

2-2. 啓発サイン

啓発サインは、全町を対象として、標語やスローガン掲示の緊急性や有用性の再点検、老朽化サインの撤去などを促進する。

表Ⅱ-6. 啓発サインの誘導

区分	整備方針	整備地点	整備主体等
啓発サイン	<ul style="list-style-type: none"> 啓発サインの効用を再点検する。 老朽化サイン等を撤去する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全町 	<ul style="list-style-type: none"> 町 団体等



※啓発サインの撤去で地域景観の改善が期待できる。交通安全、防犯、青少年育成などの啓発サインを主要交差点に掲示すべきか再点検が求められる。啓発サインの撤去後、民間サインの改善も促していく。

図Ⅱ-12. 啓発サイン (B-9. 豊平支所周辺) の撤去による改善イメージ

第Ⅱ部 サイン整備基本計画

3.八幡高原におけるサイン整備

3-1. 整備するサイン

八幡高原において総合案内サインの他、誘導サインを東西のエントランスに設置する。いずれも地域の景観形成に寄与する上質なデザインとし周辺も含めた修景に努める。

表Ⅱ-7. 八幡高原におけるサイン整備

区分	整備方針	整備地点	整備主体等
総合案内サイン	・芸北高原の自然館周辺	・北広島町の全体像や町内の主要観光ルートを示す。	・町
地域交通結節点 (A)	・八幡高原西 (A-1)	・八幡高原の西のエントランスとして、景観形成に資する誘導サインの整備を行う。	・町 ・国道案内標識の改訂等 ・民間事業者の協力・分担
主要交差点 (B)	・八幡高原東 (B-1)	・八幡高原の東のエントランスとして、景観形成に資する誘導サインの整備を行う。	・町 ・国道案内標識の改訂等 ・民間事業者の協力・分担



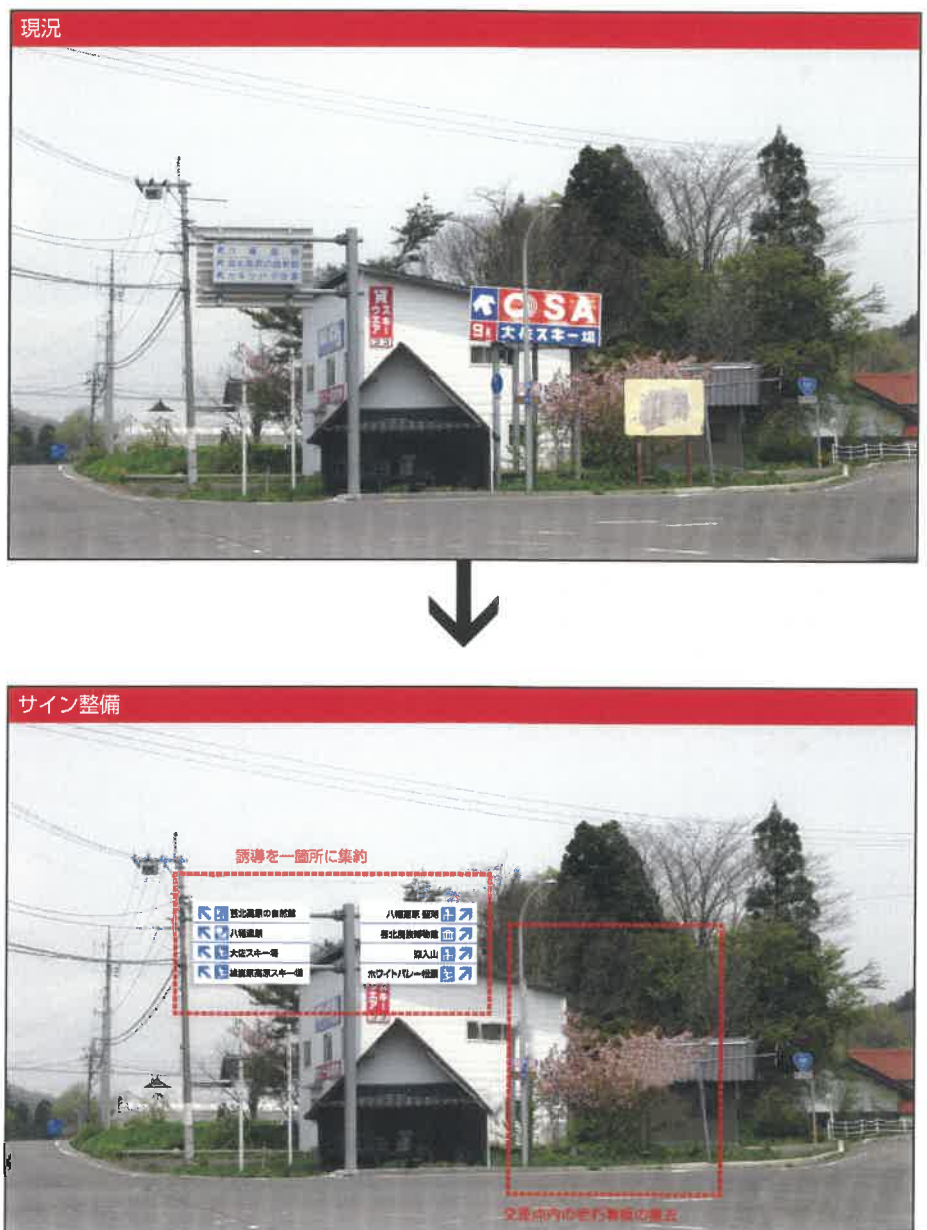
図Ⅱ-13. 八幡高原と東西のエントランス

3-2. 東西エントランスの整備

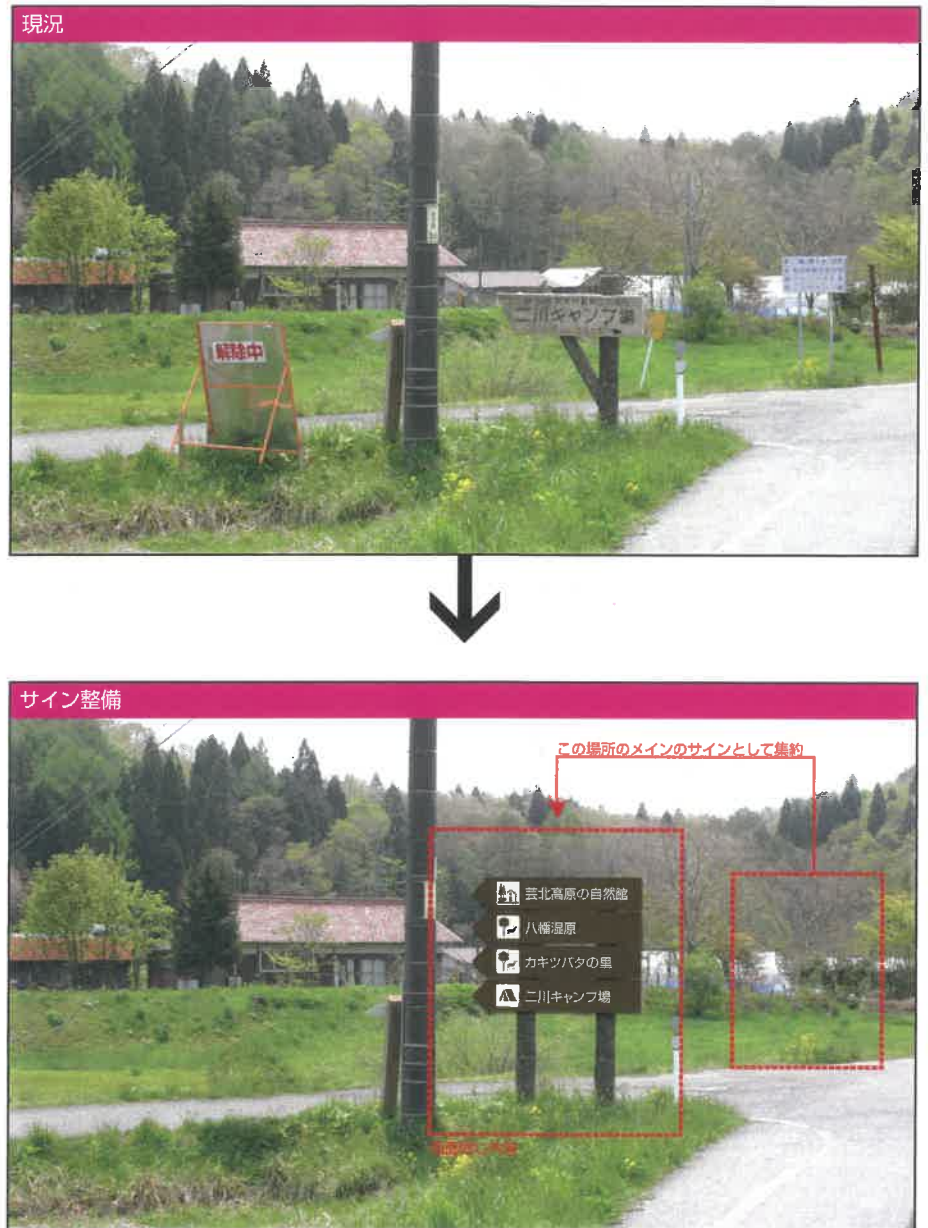
八幡高原の東西エントランスの整備イメージを示す。

八幡高原の西エントランス (A-1) については、観光振興の観点から民間施設の案内サインも集合化し、老朽化した看板を撤去したケースを示している。さらに、誘導サイン支持柱などの美装化、電柱移設といったオプションを加えることで、「屋外サインの整備」を契機とした「地域の景観形成」を進めることが期待される。

八幡高原の東エントランス (B-1) については、高原にふさわしい木質タイプのサイン整備の事例を示している。



図Ⅱ-14. 八幡高原西エントランス (A-1. 八幡高原西) の整備イメージ



図Ⅱ-15. 八幡高原東エントランス (B-1. 八幡高原東) の整備イメージ

第Ⅱ部 サイン整備基本計画

4. サイン整備のプログラム

4-1. 公共サインの整備プログラム

公共サインについては、総合案内サイン、国土交通結節点および地域交通結節点における誘導サインの整備に着手しながら、比較的に事業実施が容易で地域イメージの向上が期待できる大字名サインの整備に先行的に取り組む。

表Ⅱ-8. 公共サインの整備プログラム

区分	対象	町	国・県	整備年度 (H25~H30)	
				前期	後期
総合案内サイン	道の駅 舞ロード千代田IC	・総合案内サイン整備		[Red bar in H25]	
	道の駅 豊平どんぐり村			[Red bar in H25]	
	道の駅に準ずる施設			[Red bar in H29]	
国土交通結節点 (H)	H-1 / 大朝IC出入り口	・北広島町の玄関口にふさわしい景観形成を図る ・公共・民間の屋外サインの新設を抑制し、集合化を促進	・国道261号案内標識等の改定要請 ・県道5号案内標識等の改定要請	[Red bar in H25]	
	H-2 / 千代田IC出入り口			[Red bar in H25]	
地域交通結節点 (A)	A-1 / 八幡高原西	・総合案内サイン整備	・必要に応じ改定を要請	[Red bar in H25]	
	A-2 / 芸北支所西	・誘導サインの整備	・必要に応じ改定を要請	[Red bar in H25]	
	A-3 / 大朝支所周辺	・誘導サインの整備	・必要に応じ改定を要請	[Red bar in H25]	
	A-4 / 八重バイパス中	・誘導サインの整備	・必要に応じ改定を要請	芸北広域農道関連 [Red bar in H29]	
	A-5 / 豊平どんぐり村	・誘導サインの整備	・必要に応じ改定を要請	芸北広域農道関連 [Red bar in H29]	
主要交差点 (B)	B-1~B-9 (9地点)	・誘導サインの整備	・必要に応じ改定を要請	[Red bar in H25]	
町外の主要交差点 (C)	B-1~B-9 (9地点)	・国道の案内標識の不足内容等の確認	・必要に応じ改定を要請	[Red bar in H25]	
北広島町のエントランス (E)	B-1~B-9 (9地点)	・国道、県道の案内標識の不足内容などの確認	・必要に応じ改定を要請	[Red bar in H25]	
地域名サイン	4地域	・実施地点の特定		[Red bar in H25]	
大字名サイン	各大字	・実施地点の特定		[Red bar in H25]	
施設サイン	道の駅など、観光施設、役場・支所	・行政施設での整備を先行させる		[Red bar in H25]	

※誘導サインの整備：民間事業者が協力・分担する場合を含む。

※芸北広域農道開通 (H29) 後には総合案内サイン、誘導サインの関連部分を変更する。

4-2. 民間等サインの誘導プログラム

民間等サインについては、宣伝サインの町内7地点での集合化、啓発サインの効用再点検を促進し、計画目標年度以降も必要に応じた取り組みを継続する。

表Ⅱ-9. 民間等サインの誘導プログラム

区分	対象	事業者	団体	整備年度 (H25~H30)	
				前期	後期
宣伝サイン	H-1 ~ H-2 (2地点) A-1 ~ A-5 (5地点)	・7地点において 宣伝サインの集合化を促進する			
啓発サイン	全町		・啓発サインの効用を再点検、老朽化物の撤去		

4-3. サイン計画の推進体制

北広島町と学識経験者、関係する団体・行政機関などから成る(仮称)「北広島町の景観形成に向けたサイン計画推進協議会」を設置し、所要の調整を行い、北広島町における屋外サイン整備とこれを契機とする地域の景観形成を推進する。

4-4. 景観形成に向けて

—サイン整備を契機とした場所の修景—

国道交通結節点(H/2地点)、地域交通結節点(A/5地点)、主要交差点(B/9地点)については、誘導サインを整備するとともに、サイン整備を契機として老朽看板や工作物の撤去、除草、緑化などによりサイン整備地点および周辺の修景を行い地域の景観形成を進めていくものとする。

表Ⅱ-10. サイン整備を契機とした場所の修景

区分	概要
STEP. 1 サイン整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町のサインシステム」における位置づけ、表示する基本情報の確認 ・関係者間の意見調整 ・サインデザインの検討 ・公共サイン、民間サインの集合化
STEP. 2 場所の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽看板、工作物の撤去 ・除草、緑化 ・電柱移設 ・工作物などの美装化 など

A-1. 八幡高原西



A-2. 芸北支所西



B-1. 八幡高原東エントランス

